

平成24年12月21日
法 務 省

刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について

法務省矯正局においては、平成18年5月から特別改善指導の一つとして性犯罪者処遇プログラムを実施しており、その効果を検証し、再犯防止の充実策を検討する上で参考とするため、プログラム受講者の出所後の再犯状況等に関する分析を行いました。

概要については別紙のとおり

【概要】

1 対象者

平成19年7月1日から平成23年12月31日までの間に刑事施設を出所した性犯罪受刑者2,147名（データの収集期間は、平成19年7月1日から平成24年3月31日まで）。受講群は1,198名、非受講群は949名。

2 方法

①全対象者の再犯の分類別（全犯罪、性犯罪、粗暴事犯及びそれ以外）、②受刑に係る罪名別（強姦、強制わいせつ、迷惑行為防止条例違反及び被害者13歳未満）の全犯罪再犯及び③受講密度別（高密度、中密度及び低密度）の全犯罪再犯のそれぞれについて、出所後3年間の再犯率（推定値¹）を算出した。ここで、受講群と非受講群で再犯率に差がある場合、プログラムの効果によるものと予想されるが、いずれかの群にプログラムを受けなくても再犯率が低かった（高かった）者が偏っている可能性があるため、効果については、両群の再犯リスクの程度の差を統制した比較分析²を行った。

3 結果

○ 再犯抑止効果が実証できたもの

・全対象者の全犯罪の再犯

再犯率は、受講群は21.9%、非受講群は29.6%であった³。

効果については、非受講群は、受講群よりも再犯の可能性が1.25倍高いことが実証された³。

・全対象者の性犯罪・粗暴事犯以外の再犯

再犯率は、受講群は8.0%、非受講群は13.1%であった³。

効果については、非受講群は、受講群よりも再犯の可能性が1.59倍高いことが実証された³。

・強姦事犯者の全犯罪の再犯

再犯率は、受講群は11.9%、非受講群は19.4%であった⁴。

¹ 社会に釈放され、再犯のリスクにさらされている期間がまちまちであるため、一律に再犯した対象者の割合をもって再犯率の分析を行うことは適当でなく、今回、 Kaplan-Meier 推定法による算出を行った。

² Cox の比例ハザードモデルによる回帰分析を行った。

³ 統計的に1%若しくは5%水準で有意であったもの

⁴ 統計的に10%水準で有意であったもの

効果については、統計的に効果がある傾向が実証された⁴。

・高密度対象者の全犯罪の再犯

再犯率は、受講群は34.8%、非受講群は46.4%であった³。

効果については、非受講群は、受講群よりも再犯の可能性が1.54倍高いことが実証された³。

・低密度対象者の全犯罪の再犯

再犯率は、受講群は4.8%、非受講群は12.6%であった⁴。

効果については、統計的に効果がある傾向が実証された⁴。

○ 再犯率に差は見られるが、効果について統計的に実証できなかったもの

・全対象者の性犯罪の再犯

再犯率は、受講群は12.8%、非受講群は15.4%であった。

・全対象者の粗暴事犯の再犯

再犯率は、受講群は2.6%、非受講群は4.2%であった⁴。

・強制わいせつ事犯者の全犯罪の再犯

再犯率は、受講群は22.6%、非受講群は27.9%であった³。

・迷惑行為条例違反者の全犯罪の再犯

再犯率は、受講群は60.0%、非受講群は51.7%であった。

・被害者13歳未満事犯者の全犯罪の再犯

再犯率は、受講群は21.0%、非受講群は26.9%であった³。

・中密度対象者の全犯罪の再犯

再犯率は、受講群は20.0%、非受講群は22.4%であった。

4 考察・課題

○ プログラムには、一定の再犯抑止効果を認めることができる。特に、反社会的志向を修正する効果があると考えられる。

○ 逸脱した性的関心等へのより効果的な介入、迷惑行為防止条例違反事犯者（主に痴漢）に対する効果的なプログラムの開発、個々の受刑者の動的リスクに対応する介入の在り方、社会内でのフォローアップ等が今後の課題。

○ 引き続きプログラムの充実を図るため、外部の有識者などの意見も聴きながら、改善方策について検討していく予定。

【プログラム受講者の再犯の事例】

(以下の事例は、本調査の趣旨を説明した上で協力が得られた者であり、家族・職場などの設定を架空のものに修正するなどの対応を取ることで、個人の特定に結び付く情報は全て削除している。)

(1) 中密度プログラムを受講して出所後、強制わいせつで逮捕された事例

幼少期からの父親の体罰により自信が持てず、自分など誰も相手にしてくれないとの思いが強かったところ、受講中に他の受講者からそれを指摘され、共感し励ましてもらったことで初めて人前で泣き、他者に心を開けた感じがしたこと、腹が立つことがあると暴力的な性的動画を見て気を晴らす方法を常用していたことに気付いたことなどから、出所後は、仕事と趣味を通じて他者と交流して孤独感を抱かないようにすることと、怒りに対する対処方法を多様化させることを柱とした再犯防止計画を立てた。出所後、両親の下に帰っても変わらず父親から否定され罰せられるだけだとの思いから、公共職業安定所に一人で出向き、受刑歴のあることを打ち明けて仕事を探した。なかなか就職先が見つからず、野宿中心の生活の中、時々インターネットカフェで休息し、その際気晴らしに性的動画をみて自慰行為を行うようになったが、当分は、プログラムを通じて理解した加害場面を空想することの危険性を意識して、ごく自然な恋愛場面を思い描くようにしたほか、プログラムで学んだストレス対処法や考え方の修正法を用いて、落ち込みそうになる気持ちを立て直していた。しかし、出所後4か月が経ったころ、公共職業安定所において、受刑歴のある者はこれ以上活動しても就職不可能である旨を告知されたことで、先行きの見通しが持てなくなったとして投げやりになり、自分を受け入れてくれない親に対する憎しみと社会に対するいら立ちを発散したかったとして、帰宅途中の女性に対する強制わいせつにより逮捕された。

(2) 速習プログラムを受講して出所後、迷惑防止条例違反（痴漢）で逮捕された事例

プログラム受講を通じて、金銭管理をすべて母親や妻に任せていることにふがいなさを覚えていることや、ばかにされまいとして弱音を吐かず意地を張りがちなこと、多くの時間と金銭を性風俗やアダルトビデオなどに費やしていたことなどに気付き、出所後は、家族と相談しながら自己管理に努力すること、性的関心に割いていた時間と金銭を子どもとの交流や自己研さんに向けることなどを柱と

した再犯防止計画を立てた。両親の下に帰住し、就職したがなかなか要領をつかめず、歩合制ということもあって収入も少なく、一人前になるまで4か月程度かかった。その間、思うようにならないことも多々あったが、プログラムで学んだ自己管理法やストレス対処法を用いて気持ちの切り替えを図りながら、8か月あまりの間、生活は比較的安定していた。しかし、年末になり、疲れやストレスがたまって、毎日顧客に頭を下げ続けることに嫌気が差してきて、忘年会の時期は電車内に泥酔の女性が増えることを思い出し、痴漢による支配感・接触する満足感への渴望が強まり、痴漢を空想しながら自慰行為をするとともに、以前のように家族に嘘をついて風俗店に通うようになった。1か月後、インターネットを通じていわゆる痴漢プレイの相手を見つけ、電車内でプレイするスリルを2、3度経験したが、さらに1か月後、プレイだけでは満足できなくなり、電車内で痴漢行為に及び、逮捕された。

(3) 高密度プログラムを受講して出所後、13歳未満の女兒に対する強制わいせつで逮捕された事例

プログラム受講を通じて、幼少期より母親に大事にしてもらえていないという思いの強さから孤独感や被害感を持ちやすく、こうした気持ちが強まると飲酒や児童ポルノで紛らわせるのが癖になっていたこと、これまで反復していた女兒に対する性加害は、弱い者に服従させることで自分の屈辱感を解消したかったのかもしれないことなどに気付き、出所後は、断酒した上で仕事中心の生活にすること、現実を受け入れて前向きな気持ちを維持すること、子どもの多いところには近づかないことを柱とした再犯防止計画を立てた。出所後は計画のとおり、定職に就き、飲酒と性的行動を自制し、余暇は体力作りに時間を割くとともに、物事を意識的に前向きに考えるように努めて生活していた。しかし、1年経っても収入が少なく、将来の生活に対する不安や、職場に搾取されているのではないかとの被害感が強まり、飲まずにいられないと感じて飲酒を再開した。飲酒量が徐々に増えるにつれて、アダルトビデオを借りることも増え、自慰行為をしては罪悪感を覚える生活が半年続いた。その中で、給料日に財布をすられる被害に遭い、その憂さを晴らそうとして泥酔し、翌朝寝坊して上司に電話で強く怒られた。これを契機に、それまで自制しようとしていた緊張の糸が切れたとして、出勤せずに酒を入手するためとして近所のショッピングセンターに出かけ、おもちゃ売り場において一人で遊ぶ女兒を誘い出してわいせつ行為をし、逮捕された。

刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果

概要

平成24年12月21日
法務省矯正局成人矯正課

平成18年5月から実施している刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの再犯抑止効果を検証することを目的として、プログラム受講者の出所後の再犯状況に関する分析を行った。

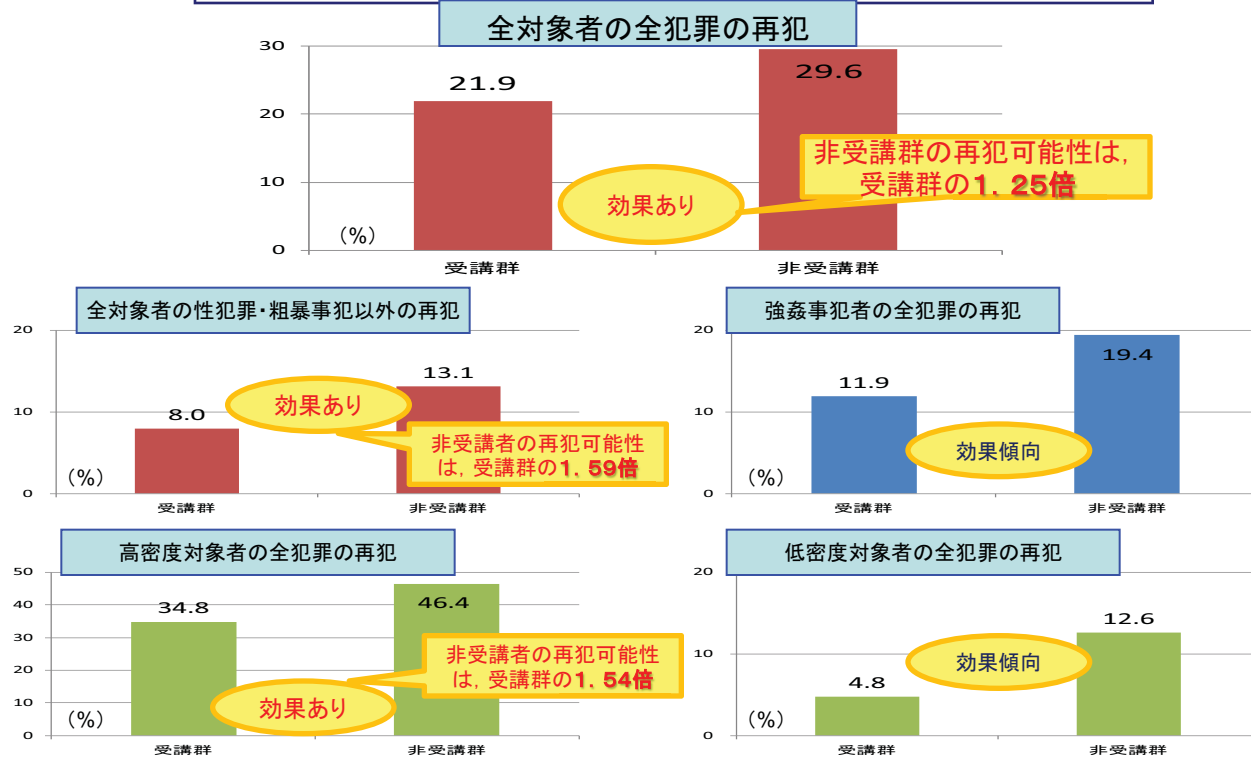
・対象者…平成19年7月1日から平成23年12月31日までの間に刑事施設を出所した性犯罪受刑者2147名
データの収集期間は、平成19年7月1日から平成24年3月31日まで。受講群1198名、非受講群949名。

・方法…①全対象者の再犯の分類別(全犯罪、性犯罪、粗暴事犯、それ以外)、②受刑に係る罪名別(強姦、強制わいせつ、迷惑行為防止条例違反、被害者13歳未満)の全犯罪再犯、③受講密度別(高密度、中密度、低密度)の全犯罪再犯のそれぞれについて、出所後3年間の再犯率(推定値※)を算出した。ここで、受講群と非受講群で再犯率に差がある場合、プログラムの効果によるものと予想されるが、いずれかの群にプログラムを受けなくても再犯率が低かった(高かった)者が偏っている可能性があるため、効果については、両群の再犯リスクの程度の差を統制した比較分析を行った。

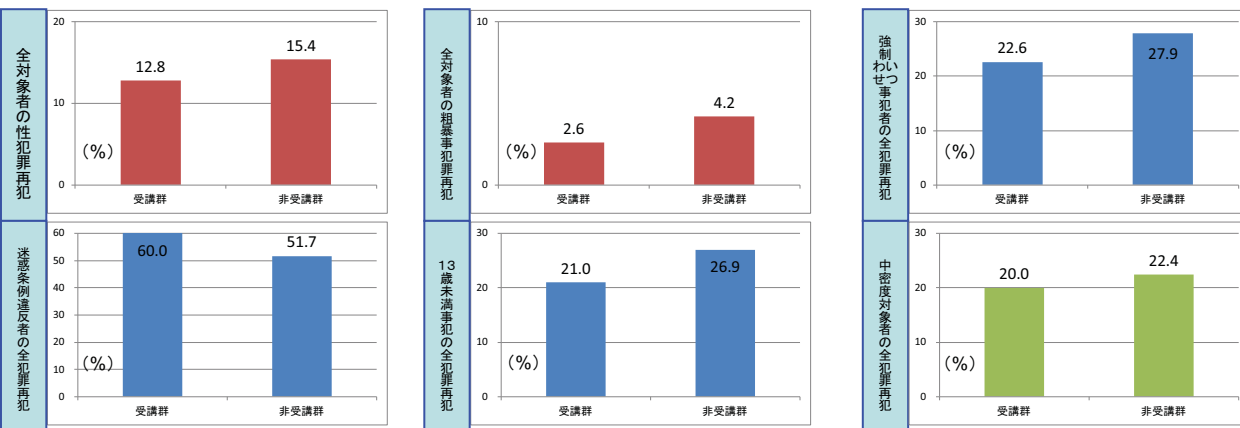
結果

**プログラムには、一定の再犯抑止効果が認められる。
特に、反社会的志向を修正する効果があると考えられる。**

再犯抑止効果が実証できたもの(統計的に有意傾向のものも含む)



再犯率に差は見られるが、効果について統計的に実証できなかったもの



今後の課題

○今後の課題は、逸脱した性的関心等へのより効果的な介入、迷惑行為防止条例違反の者(主に痴漢)に対する効果的なプログラムの開発、個々の受刑者の動的风险に対する介入の在り方、社会内のフォローアップ等がある。

○引き続きプログラムの充実を図るため、外部の有識者などの意見も聴きながら、改善方策について検討していく予定である。

※ 社会に釈放され、再犯のリスクにさらされている期間がまちまちであるため、一律に再犯した対象者の割合をもって再犯率の分析を行うことは適当ではなく、今回、 Kaplan-Meier 推定法による算出を行った。

刑事施設における「性犯罪再犯防止指導」

○ 指導の目標

強制わいせつ、強姦その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

○ 本科実施庁

刑事施設19庁(平成24年度)

○ 対象者の要件

性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者とする。

○ 指導者

- ・刑事施設の常勤職員(法務技官、法務教官若しくは刑務官)
- ・刑事施設の非常勤職員(臨床心理士等)

→認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等との協働を図る。

○ 指導密度

再犯リスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて、対象者ごとに、高密度(約8か月)、中密度(約6か月)、低密度(約3か月)のうち、いずれかのプログラムを受講する(1回100分、週1~2回)。ただし、知的能力に制約がある者は調整プログラム(約10か月)を受講する。

○ 指導方法

グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を組み合わせで行う。

標準プログラム

処遇プログラムは、①オリエンテーション、②プログラム本科、③出所前に実施するメンテナンスの3部からなり、このうち、②の本科については、高密度・中密度・低密度の3つの密度が設定されている。調整プログラムについては、本科の科目を区別せずに再構成した内容となっている。

項目	指導内容	方法	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	・指導の構造、実施目的について理解させる。・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。・対象者の不安の軽減を図る。	講義	必修	必修	必修
本科					
第1科 自己統制	・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高める。・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画(自己統制計画)を作成させる。・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク、個別課題	必修	必修	必修(凝縮版)
第2科 認知の歪みと変容方法	・認知が行動に与える影響について理解させる。・偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。	グループワーク、個別課題	必修	選択	—
第3科 対人関係と親密性	・望ましい対人関係について理解させる。・対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク、個別課題	必修	選択	—
第4科 感情統制	・感情が行動に与える影響について理解させる。・感情統制の規制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク、個別課題	必修	選択	—
第5科 共感と被害者理解	・他者への共感性を高めさせる。・共感性の出現を促す。	グループワーク、個別課題	必修	選択	—
メンテナンス	・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。・作成した自己統制計画の見直しをさせる。・社会内処遇への円滑な導入を図る。	グループワーク	必修	必修	必修

認知行動療法

問題行動(性犯罪)の背景にある自らの認知(物事の考え方、とらえ方)の歪みに気付かせ、これを変化させることによって、問題行動を変容、改善させようとする方法をいう。カナダ、イギリス等の諸外国において、性犯罪者の処遇に効果があると実証されている心理療法の一つであり、グループワーク等を通じて自ら性犯罪を抑止する力を身に付けさせることを目標として行われる。